

田原市耐震改修促進計画

改定版

(案)

平成 27 年 3 月

田 原 市

目 次

第1章	はじめに	
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的	3
1-3	計画の位置づけ	3
1-4	地震被害の想定	4
第2章	計画の基本的事項	
2-1	対象区域、計画期間、対象建築物	7
2-2	耐震化の現状と課題	13
2-3	耐震化・減災化の目標	20
第3章	住宅の耐震化及び減災化の促進	
3-1	住宅の耐震化・減災化の基本的な方針	23
3-2	住宅の耐震化の促進	24
3-3	住宅の減災化の促進	27
3-4	住宅の耐震化・減災化促進のための新たな施策	28
3-5	住宅の耐震化・減災化の促進に関する普及・啓発活動	29
3-6	利用しやすい耐震化・減災化の環境整備	32
3-7	障がい者、高齢者等への支援	33
第4章	地域が主体の耐震化・減災化に向けた取り組み	
4-1	地域が主体の耐震化・減災化の促進	35
4-2	重点的に耐震化・減災化を促進すべき地域	36
第5章	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進	
5-1	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本的な方針	39
5-2	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進	39
5-3	災害時に通行を確保すべき道路について	39
第6章	その他の安全確保のための取り組み	41

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災においては、建物の倒壊や火災により多くの人が命を失い、そのうちの約9割が家屋、家具類の倒壊による圧迫死によるものでした。このことから住宅等の建築物の耐震化が地震対策の重要な課題となり、全国的に建築物の耐震化の取り組みが進められてきました。また、平成23年に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波の発生により甚大な被害をもたらしました。

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、愛知県に与える影響が極めて大きく、本市は特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月愛知県防災会議地震部会）において、理論上最大想定モデルによる本市の予想最大震度は7と予測されています。また最大となる被害想定は、人的被害が約1,500人、建物被害が約12,000棟という非常に厳しい予測となっています。このような大規模地震の発生が危惧されることから、市民の生命、財産の保護のため速やかな地震防災対策の推進が必要であり、建築物の耐震化は重要な要素の一つです。

本市では、平成20年3月に「田原市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化率を平成27年度（住宅に関しては平成28年度）までに90%とすることを目標に取り組みできました。この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法または法という）に基づいて、計画的な耐震化を進めるために各公共団体が策定する計画です。

しかしながら国において、現状の耐震化の進捗が遅れぎみであることを踏まえ、建築物の耐震化を強気に促進すべく、不特定多数の者が利用する大規模建築物などを対象とした耐震診断の義務化を柱とした改正耐震改修促進法を平成25年11月25日に施行しました。

それに伴い、愛知県は平成26年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」を策定し、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標としました。

以上のことから、本市においても、「田原市耐震改修促進計画」を見直し、「田原市耐震改修促進計画（改定版）」を策定します。（図1-1参照）

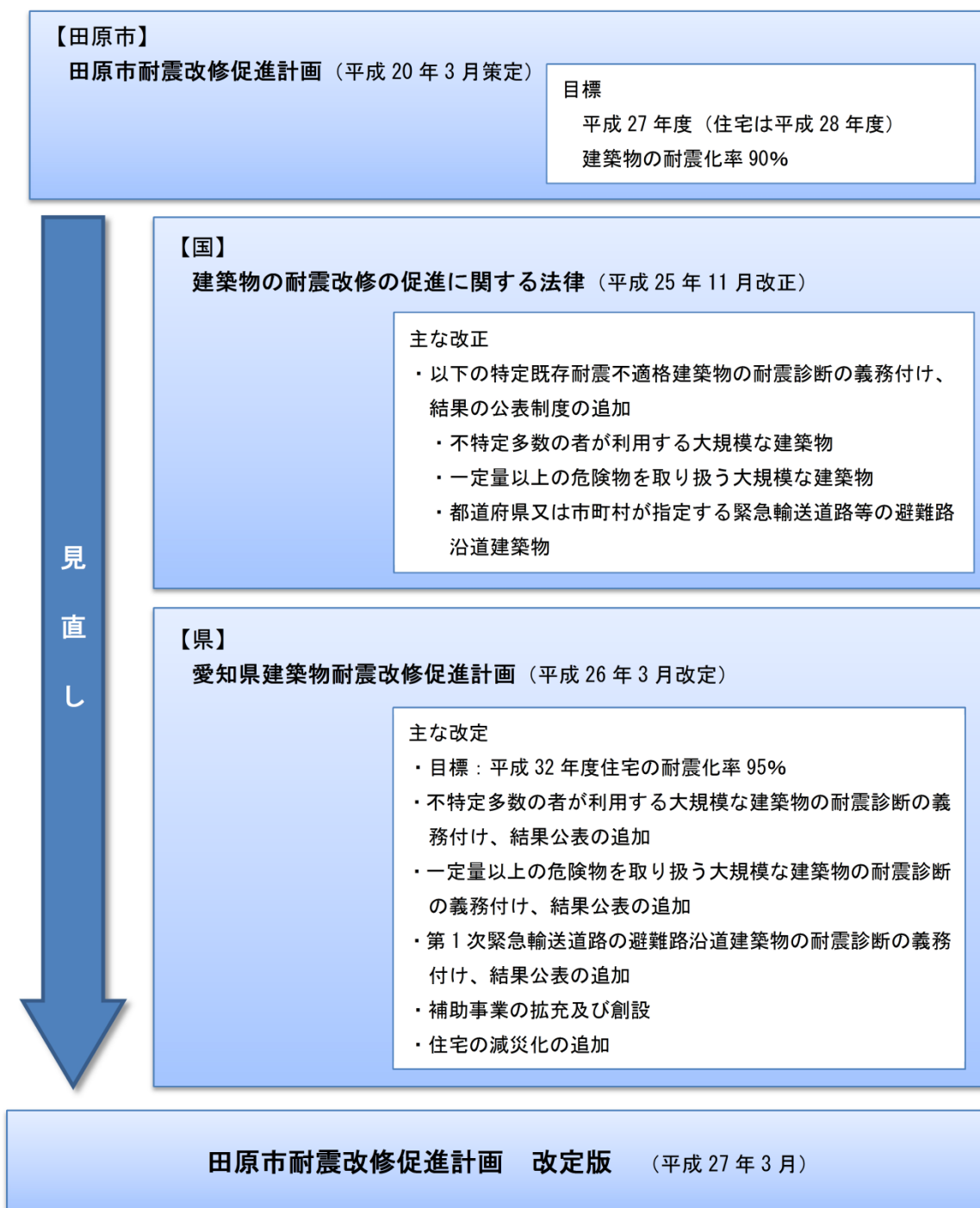


図 1-1 田原市耐震改修促進計画改定の経過

1-2 計画の目的

本計画は、大規模地震災害に備え、市民の生命及び財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」とする。）に基づき、「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン 2020）」、「田原市総合計画」、「田原市地域防災計画」及び「田原市都市計画マスタープラン」を踏まえ策定するものです。（図 1-2 参照）

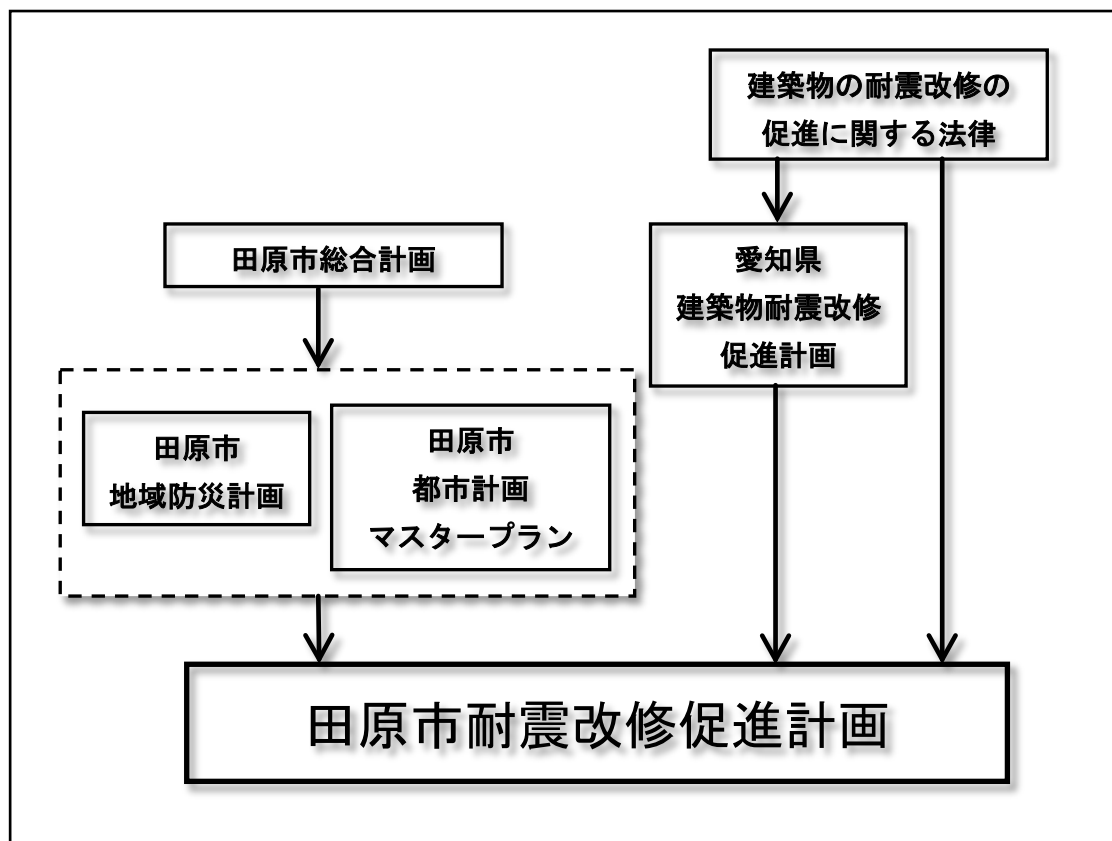
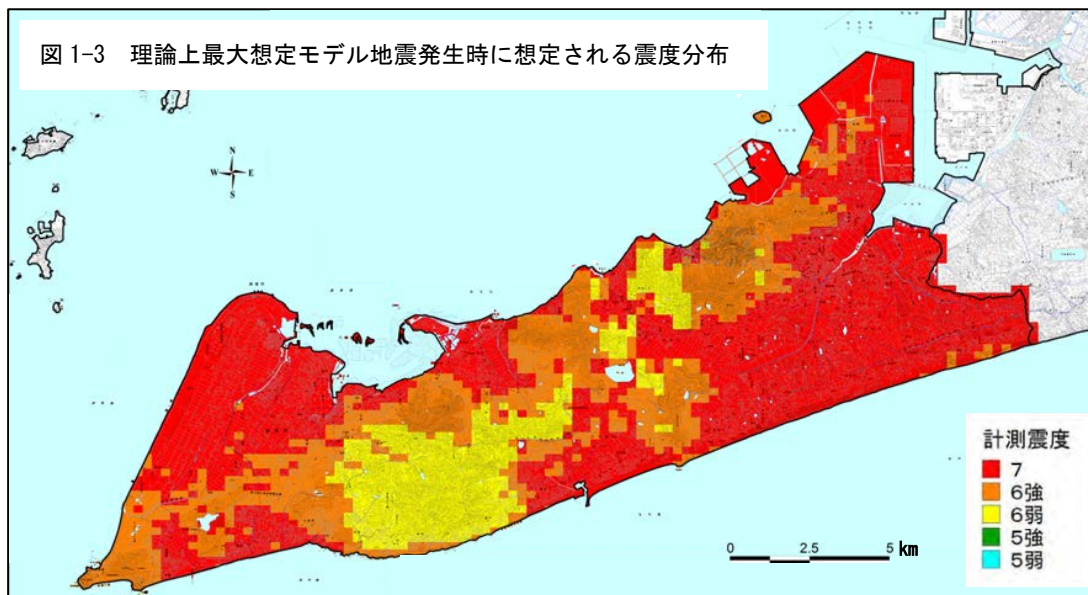


図 1-2 田原市耐震改修促進計画の位置づけ

1-4 地震被害の想定

1. 想定される地震の規模

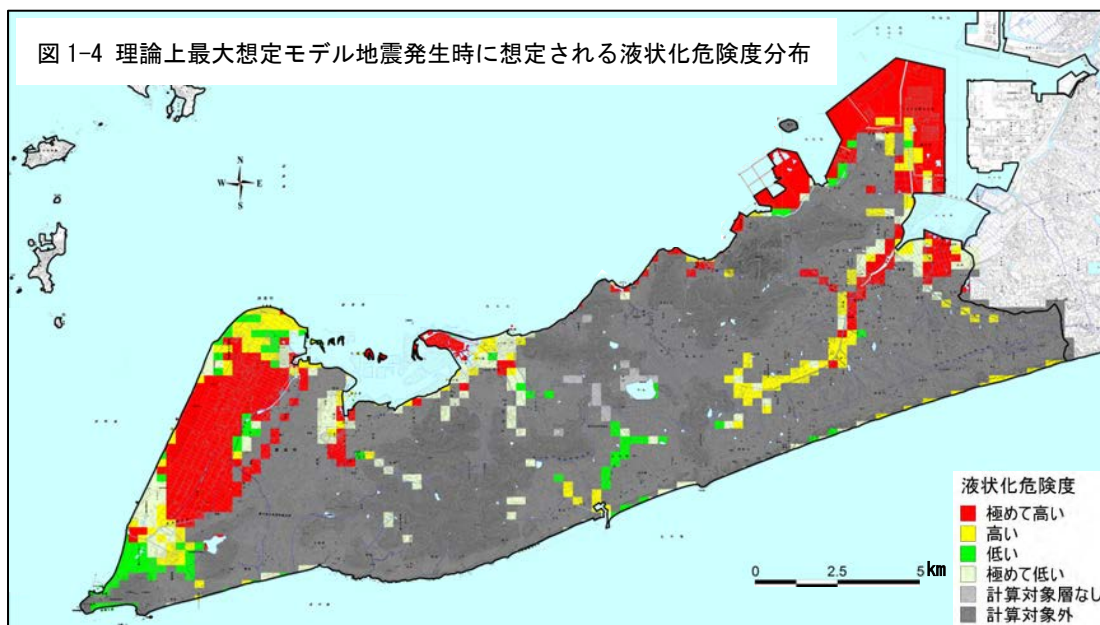
「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）における、理論上最大想定モデルで想定される本市の震度*は最大 7 であり、6 弱以上と想定されています。（図 1-3 参照）



※「陸側ケース」と「東側ケース」の最大値を重ね合わせたもので 250mメッシュごとに算出したもの

2. 想定される液状化の危険度

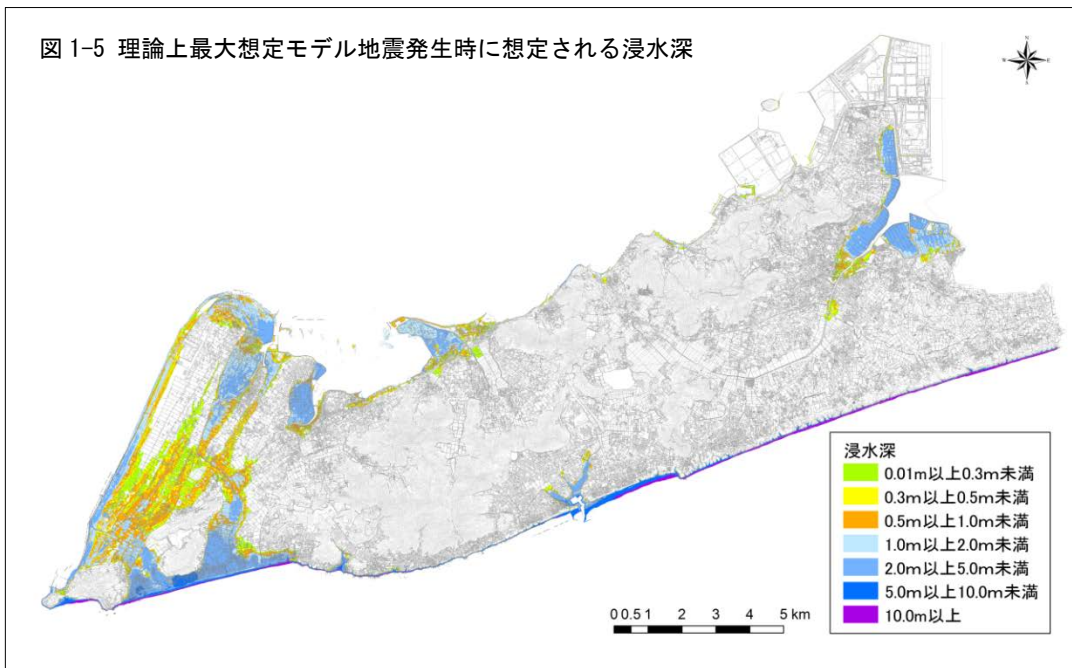
「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）における、理論上最大想定モデルで想定される地震発生時の本市における液状化の危険度*は、埋立地及び河川沿いの低地等で危険度が高くなっています。（図 1-4 参照）



※「陸側ケース」と「東側ケース」の最大値を重ね合わせたもので 250mメッシュごとに算出したもの

3. 想定される浸水深

「平成23年度～平成25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月）における、理論上最大想定モデルで想定される本市の津波の高さの最大値は21mです。浸水深は、太平洋側の海岸沿いで10m以上と想定されています。（図1-5参照）



4. 想定される建築物等の被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）において、想定される最大の地震が発生した時の建築物・人的被害が予測されています。

本市において被害が最大の場合、建築物の揺れにより約 9,700 棟、液状化により約 60 棟、浸水・津波により約 800 棟、急傾斜地崩壊等により約 50 棟、火災により約 1,100 棟の全壊が予測されており、合計で約 12,000 棟と予測されています。地震の直接の揺れによる被害が最も多く全体の約 8 割を占めています。

また死者は、建物倒壊約 500 人、浸水・津波約 900 人、火災約 40 人、急傾斜地崩壊等とブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物はわずかと予測されています。その合計は約 1,500 人で建物倒壊等による死者は約 3 割強を占めています。（表 1-1 参照）

表 1-1 地震発生時被害最大想定モデルにおける建築物・人的被害予測

単位：棟・人

全壊・焼失棟数（冬・夕方 18 時発災時）					
揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約 9,700	約 60	約 800	約 50	約 1,100	約 12,000

死者数（早期避難率の低い場合）					
建物倒壊等	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀等の転倒等 ※	合計
約 500	約 900	被害わずか	約 40	被害わずか	約 1,500

資料：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査

※ ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物

第2章 計画の基本的事項

2-1 対象区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、田原市全域とします。

2. 計画期間

本計画は、計画実現のため国及び県の計画と連携が強く求められていることから、本計画の期間は、国及び県と同じく平成27年度から平成32年度の6年間とします。

3. 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。その中でも特に、地震発生時における人命や財産の喪失に大きく関与するおそれのある、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。特定既存耐震不適格建築物とは、①「多数の者が利用する建築物」、②「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」及び③「倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の避難を困難にするおそれのある建築物」の内、建築当時の耐震基準に適合した構造であるものの、現在の耐震基準を満たしていない建築物です。建築物の用途、規模等は耐震改修促進法第14条に示されています。

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含むすべての住宅

■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、既存耐震不適格建築物（建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物）であるもの

- ① 多数の者が利用する建築物（法第14条1号）・・・・・・・・・・P8 参照
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法14条2号）・・P9 参照
- ③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物※（以下「通行障害建築物」とする）（法第14条第3号）・・・・・・・・・・P10 参照

※ 本計画では、地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物で、県が指定する耐震診断が義務化される建築物を含むこととする。

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、以下のとおりとされています。(表 2-1 参照)

表 2-1 多数の者が利用する建築物

法 ^{※1}	政令第6条第2項	用途	規模
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積500㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅 ^{※2} (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上	

※1: 建築物の耐震改修の促進に関する法律

※2: 賃貸住宅は「住宅」としても位置づけています。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の種類及び数量は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、以下のとおりとされています。(表 2-2 参照)

表 2-2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法 ^{※1}	政令第7条第2項	危険物の種類	数 量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン以上	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上	
	第5号	マッチ	300マッチトン ^{※2} 以上	
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル以上	
	第7号	圧縮ガス	20万立方メートル以上	
第8号	液化ガス	2,000トン以上		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20トン以上		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン以上		

※1: 建築物の耐震改修の促進に関する法律

※2: マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg

③ 通行障害建築物

通行障害建築物は、下記に定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、かつ、下記の高さの建築物です。

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づき県により定められた道路は、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」です。

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき市が定める道路は「市緊急輸送道路」とします。 図2-1 (P11) 参照

○ 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

○ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

○ 市緊急輸送道路

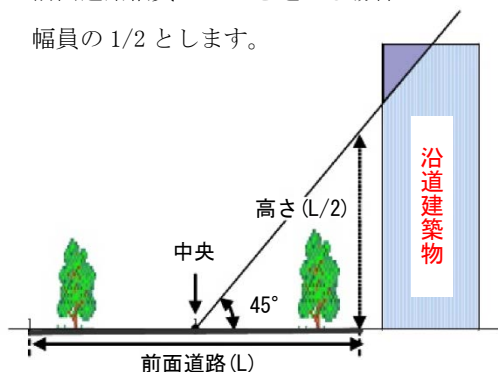
第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路から、田原市の災害対策拠点に至る道路

■ 通行障害建築物の高さ

通行障害建築物は、道路沿道建築物のそれぞれの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とします。

道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2とします。



道路幅員 12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は6mとします。

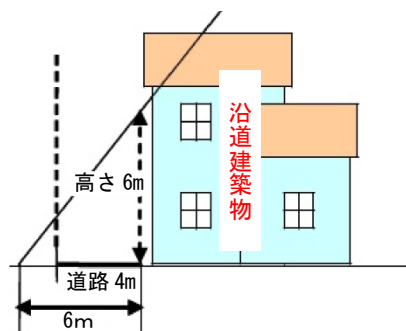
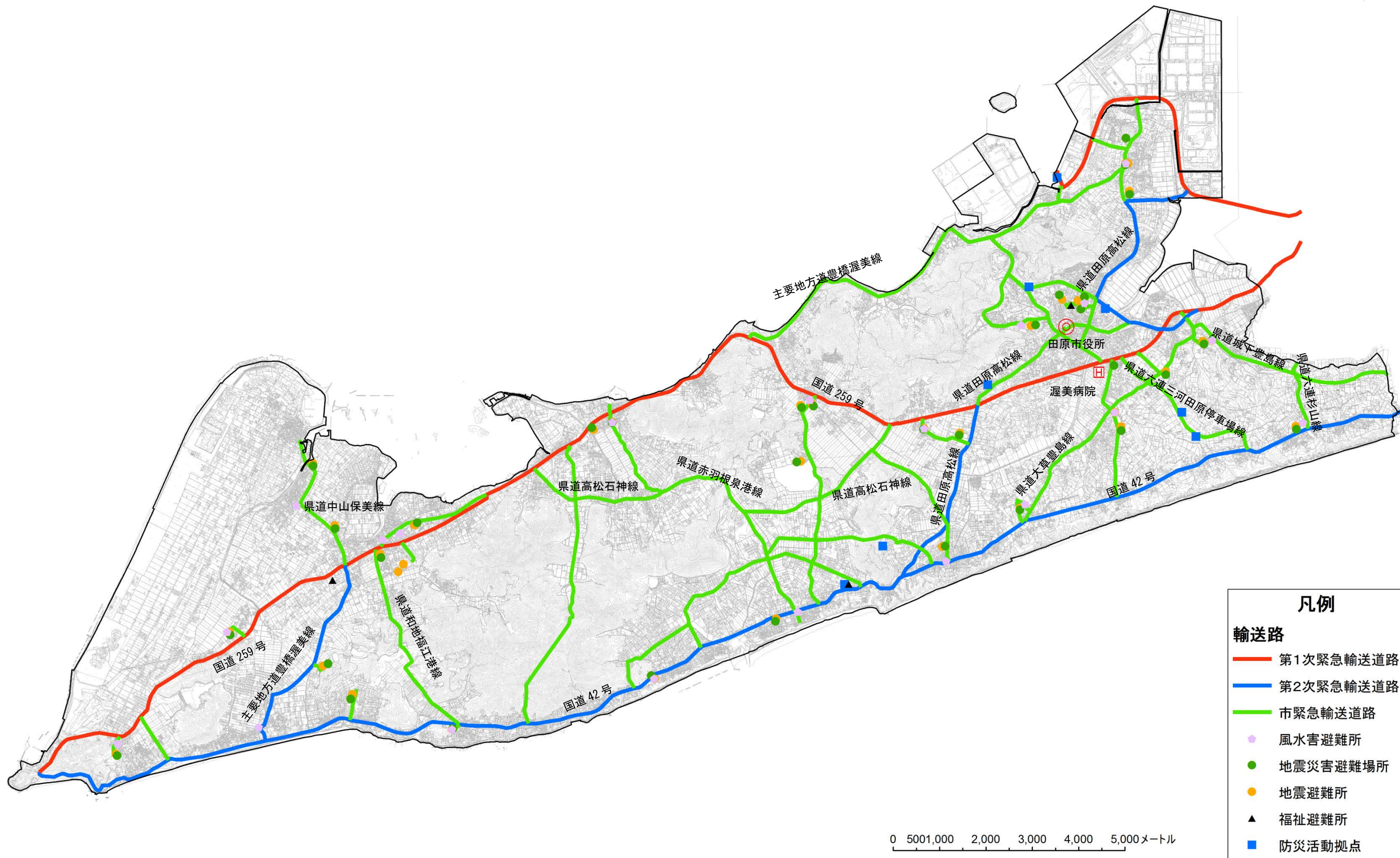




図 2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



2-2 耐震化の現状と課題

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は建築物を取り巻く環境の変化とともに逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和53年の宮城沖地震における建築物の被害状況を受け、昭和56年6月に大きく改正され、新しい基準が施行されました。この基準により建築された建築物（以下、「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」とする。）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震においても概ね耐震性を有するとされています。一方、改正前の基準により建築された建築物（以下、「新耐震以前建築物」、「新耐震以前の住宅」とする。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

よって、本計画では、「新耐震建築物」、「新耐震以前建築物で耐震診断の結果、耐震性ありと判定された建築物」、「耐震改修を行った建築物」及び「新耐震以前建築物で耐震性があると思われる一定の割合※の建築物」を耐震性がある建築物とします。

※：新耐震以前建築物で耐震診断を行った結果、耐震性があると判断された建築物の割合

1. 住宅

平成26年時点の本市における住宅の耐震化の状況を、平成20年の住宅・土地統計調査を基に推計を行うと、居住世帯のある住宅総数18,420戸のうち、15,930戸は耐震性があると推計され、耐震化率は86%です。しかし、耐震性がないと想定される住宅が約2,490戸存在することから、これらの住宅の耐震化の促進が必要です。（表2-3参照）

表2-3 耐震性のある住宅の割合（平成26年時点・推計）

単位：戸（居住世帯のある住宅）

分類	全数	新耐震住宅 (耐震性あり)①	新耐震以前の住宅			耐震性のある住宅 ①+②	耐震性のある 住宅の割合
			耐震性あり②	耐震性なし	計		
木造	14,190	9,400	2,341	2,449	4,790	11,741	83%
非木造	4,230	3,470	719	41	760	4,189	99%
計	18,420	12,870	3,060	2,490	5,550	15,930	86%

平成20年住宅土地統計調査等から推計

住宅の耐震化の現状

耐震性のある住宅：15,930戸

耐震性の無い住宅：2,490戸

住宅の耐震化率：86%

（平成26年現在、平成20年住宅・土地統計調査等からの推計）

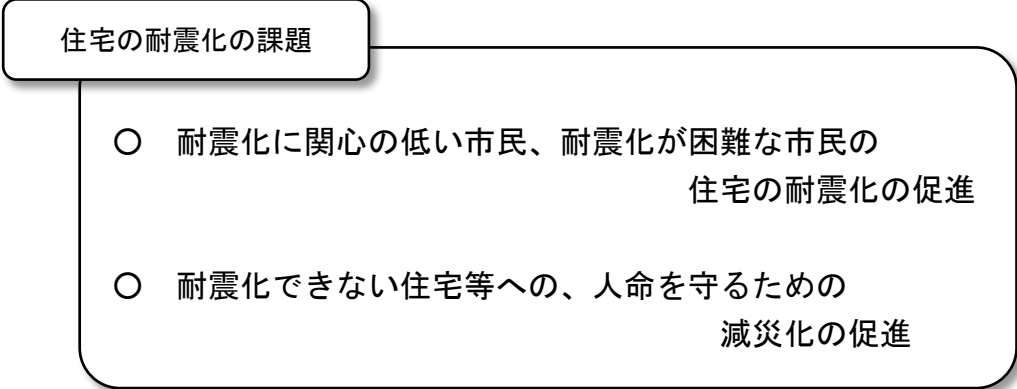
平成 14 年度から新耐震以前の木造住宅を対象に無料耐震診断を実施し、平成 25 年度までに約 2,100 棟の診断が行われました。木造以外の住宅には、耐震診断費用に対して補助を行ってきました。また、耐震改修工事等にも補助を行うなど住宅耐震化の促進を図ってきました。平成 20 年 3 月には、田原市耐震改修促進計画を策定し住宅の耐震化に向け施策を展開し、一定の耐震化は進んでいます。

しかしこれまでの施策の展開等により、住宅の耐震化を実施したのは、住宅の耐震化に関心の高い市民、耐震化が可能な市民である可能性が高いと考えられます。したがって、今後は耐震化に関心の低い市民、経済的条件等により耐震化が困難な市民の住宅の耐震化の促進が課題になると考えられます。

また、地震発生時に高齢者が被害に遭う割合が高く、中でも高齢者のみの世帯においては、将来の展望から耐震化に踏み込めない状況が考えられます。全国的に高齢化が進み、本市においても例外ではなく、高齢化により老人のみで生活する世帯数は年々増加しています。平成 19 年の高齢者（65 歳以上）のみの世帯が約 1,900 世帯であったのに対し、平成 26 年は約 2,800 世帯で、約 1.5 倍の増加になっています。また高齢者は新耐震以前の住宅に住み続けている可能性は高く、平成 20 年の住宅・土地統計調査の全国で見ると、高齢者のいる世帯の約 54%が新耐震以前の住宅に住んでいます。

今後これまで行われてきた耐震促進施策の継続及び充実に加え、耐震化に関心の低い市民に対する働きかけ、及び耐震化が困難な市民に対するきめ細やかで多様な施策の展開が必要です。

また、耐震化できない住宅に関しては、簡易補強による住宅の耐震性能の向上や、家具の固定による人命を守るための減災化への対策が必要です。



2. 特定既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物として耐震性が要求される建築物で、その用途、階数及び延べ面積規模を基に、耐震改修促進法の第14条1号で規定される建築物の状況を見ると、市が所有する建築物はすべて耐震性のある建築物です。また県が所有する建築物のうち2棟が耐震性の無い建築物ですが、改修等の予定がありこの改修等により公共建築物の耐震化率が100%になることが考えられます。民間の建築物も耐震性の無い建築物は3棟のみで、耐震化率は98%です。(表2-4参照)

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物として耐震改修促進法の第14条2号に規定される建築物の状況を見ると、全てが民間の所有する施設で、耐震性が無い可能性のあるものが約32%あります。これらの建築物の耐震性能の把握、及び耐震性の無い建築物の耐震化の促進が必要です。(表2-4参照)

表 2-4 特定既存耐震不適格建築物の状況

法	政令第6条第2項	用途	市有施設 A					市以外公有施設 B					民有施設 C					合計 A+B+C								
			新耐震以前			小計 ①+②+③	耐震性 あり計 ①+②	耐震化 率	新耐震以前			小計 ①+②+③	耐震性 あり計 ①+②	耐震化 率	新耐震以前			小計 ①+②+③	耐震性 あり計 ①+②	耐震化 率						
			新耐震 ①	耐震性 あり ②	耐震性 なし ③				新耐震 ①	耐震性 あり ②	耐震性 なし ③				新耐震 ①	耐震性 あり ②	耐震性 なし ③									
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	3	2	0	5	5	100%	0	0	0	0	0	—	2	0	0	2	2	100%	5	2	0	7	7	100%
	第2号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	18	17	0	35	35	100%	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	18	17	0	35	35	100%
	第2号	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	1	0	0	1	1	100%	0	0	0	0	0	—	5	0	0	5	5	100%	6	0	0	6	6	100%
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	0	0	1	1	100%	0	0	0	0	0	—	2	0	0	2	2	100%	3	0	0	3	3	100%
	第3号	第2号以外の学校	0	0	0	0	0	—	9	8	2	19	17	89%	0	0	0	0	0	—	9	8	2	19	17	89%
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		病院、診療所	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	3	0	0	3	3	100%	3	0	0	3	3	100%
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		集会場、公会堂	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		展示場	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		卸売市場	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	3	1	0	4	4	100%	3	1	0	4	4	100%
		ホテル、旅館	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	6	5	0	11	11	100%	6	5	0	11	11	100%
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	11	3	0	14	14	100%	2	0	0	2	2	100%	27	44	1	72	71	99%	40	47	1	88	87	99%
		事務所	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	3	2	2	7	5	71%	3	2	2	7	5	71%
		博物館、美術館、図書館	1	0	0	1	1	100%	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	1	0	0	1	1	100%
		遊技場	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	2	0	0	2	2	100%	2	0	0	2	2	100%
		公衆浴場	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	12	1	0	13	13	100%	12	1	0	13	13	100%
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	1	0	0	1	1	100%	1	0	0	1	1	100%
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3	0	0	3	3	100%	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	3	0	0	3	3	100%	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	4	2	0	6	6	100%	1	0	0	1	1	100%	0	0	0	0	0	—	5	2	0	7	7	100%	
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	1	0	3	3	100%	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	2	1	0	3	3	100%
	小計			44	25	0	69	69	100%	12	8	2	22	20	91%	66	53	3	122	119	98%	122	86	5	213	208
第14条第2号	政令第7条第2項	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	63	0	30	93	63	68%	63	0	30	93	63	68%

(3) 通行障害建築物

通行障害建築物として耐震改修促進法の第14条3号に規定される建築物は、本調査での想定で30棟あります。その内訳は、第1次緊急輸送道路を閉塞すると想定する建築物は4棟、第2次緊急輸送道路を閉塞すると想定する建築物は6棟、そして市緊急輸送道路を閉塞すると想定する建築物は20棟です。構造は、木造が16棟、非木造が14棟、階数は2階建てが27棟、3階建てが3棟でした。

これらの建築物は緊急輸送道路の沿道に立地する建築物であり、地震時に倒壊した場合、緊急輸送道路を塞ぎ、避難、救援物資の運搬に支障をきたす恐れがあることから、耐震化の促進が必要です。(表2-5参照)

表2-5 通行障害建築物

単位:棟

	住宅	住宅以外	木造	非木造	2階建て	3階建て	合計
第1次緊急輸送道路	2	2	1	3	4	0	4
第2次緊急輸送道路	2	4	1	5	4	2	6
市緊急輸送道路	17	3	14	6	19	1	20
合計	21	9	16	14	27	3	30

※第1次緊急輸送道路沿道建築物は要安全確認計画記載建築物として、耐震診断が義務付けされています。

特定既存耐震不適格建築物の現状

- ・ 学校等の市の所有建築物は耐震化率100%である。
- ・ 民間の賃貸共同住宅及び事務所に3棟
耐震性の無い可能性のある建築物がある。
- ・ 危険物の貯蔵等の建築物に
耐震性の無い可能性のある建築物が約30%ある。
- ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道に
倒壊により通行障害となる可能性のある建築物が約30棟ある。

特定既存耐震不適格建築物の課題

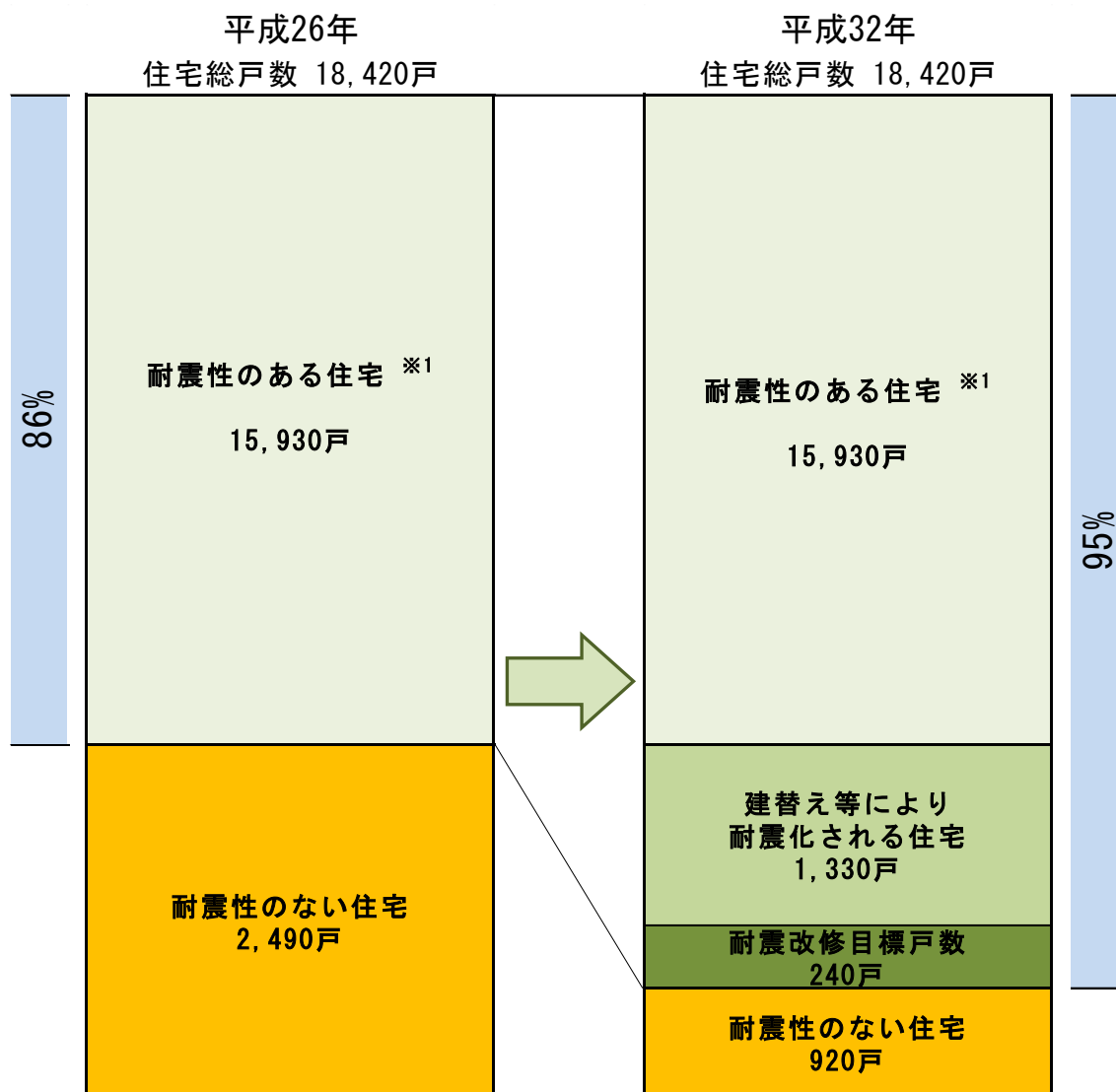
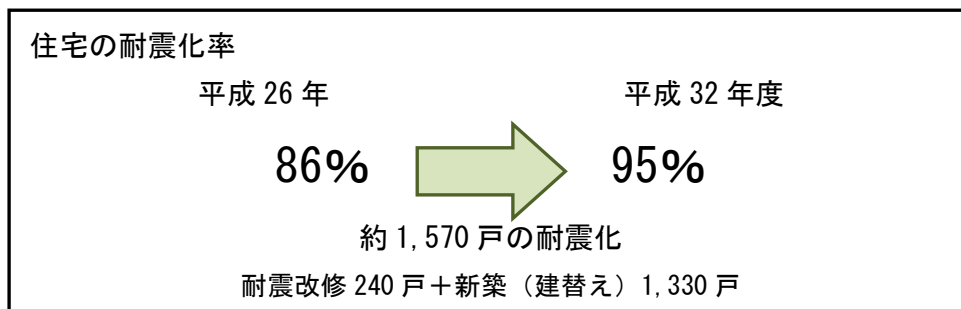
- ・ 危険物の貯蔵等の建築物及び通行障害建築物の
耐震性能の把握、耐震性の無い建築物の耐震化の促進

2-3 耐震化・減災化の目標

1. 住宅の耐震化

住宅の耐震化の目標を、平成32年度までに95%とします。

なお、戸建て住宅、長屋及び共同住宅（賃貸及び分譲）のすべてを住宅とします。



※1: 新耐震住宅+耐震性があると推定される住宅

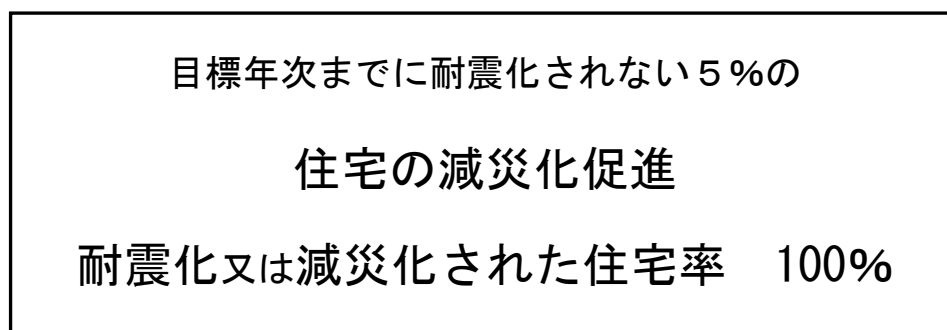
図2-2 住宅の耐震化目標達成のイメージ

2. 住宅の減災化

建築物の耐震改修の促進は、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。その中でも「市民の生命」を守ることが第一であると考えます。

人命を守るためには、地震による二次災害ともいえる、火災や津波などの発生に備え、住宅が倒壊せずに外に出られること、怪我をせずに動けることが重要です。そこで、耐震化の策に加え、住宅が損傷したとしても、人命を守るための減災化に取り組んでいきます。また、住宅が倒壊した場合においても圧迫死から人命を守るシェルターなどの、安価で効果的な方法も減災化の一つとして推進していきます。

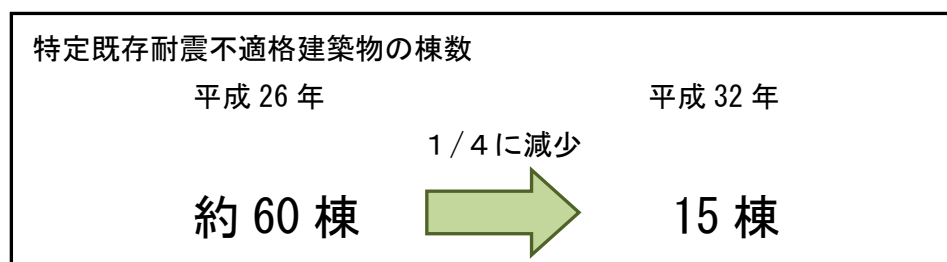
住宅の95%の耐震化を目標とし、残る5%の住宅の減災化を図ることにより、耐震化又は減災化による命を守るための地震対策率100%を目指します。



※減災化施策の定義：住宅が損傷、倒壊したとしても、人命を守る取り組み

3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

特定既存耐震不適格建築物（法第14条第1～3号）は、ほとんどが企業等の所有する建築物です。新耐震以前建築物の耐震性の把握を行い、耐震性のない建築物の耐震化の促進に努め、ついでには、平成32年度までに耐震化率95%を目指し、現在の1/4に減少させることを目標とします。



第3章 住宅の耐震化及び減災化の促進

3-1 住宅の耐震化・減災化の基本的な方針

住宅の耐震化は、建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題として自覚し取り組むことが大切です。持家（戸建て、共同住宅とも）の場合は自らの、賃貸住宅の場合は居住者の生命、財産を地震災害から守る取り組みを実施していくことが大切です。本市は、こうした所有者の取り組みを支援していきます。

まずは、所有者が建築物の耐震性を知ることが重要であることから、耐震診断の促進を図ります。その結果、耐震性の低い建築物に関しては、耐震診断の結果の報告時に耐震改修や建替え等による耐震化の重要性の説明を行い、工事を行う場合は工事費の補助制度等による支援を図ります。

また、住宅の耐震化を第一としますが、それが困難な場合は市民の生命の保護等のための減災化を促進します。（図3-1参照）

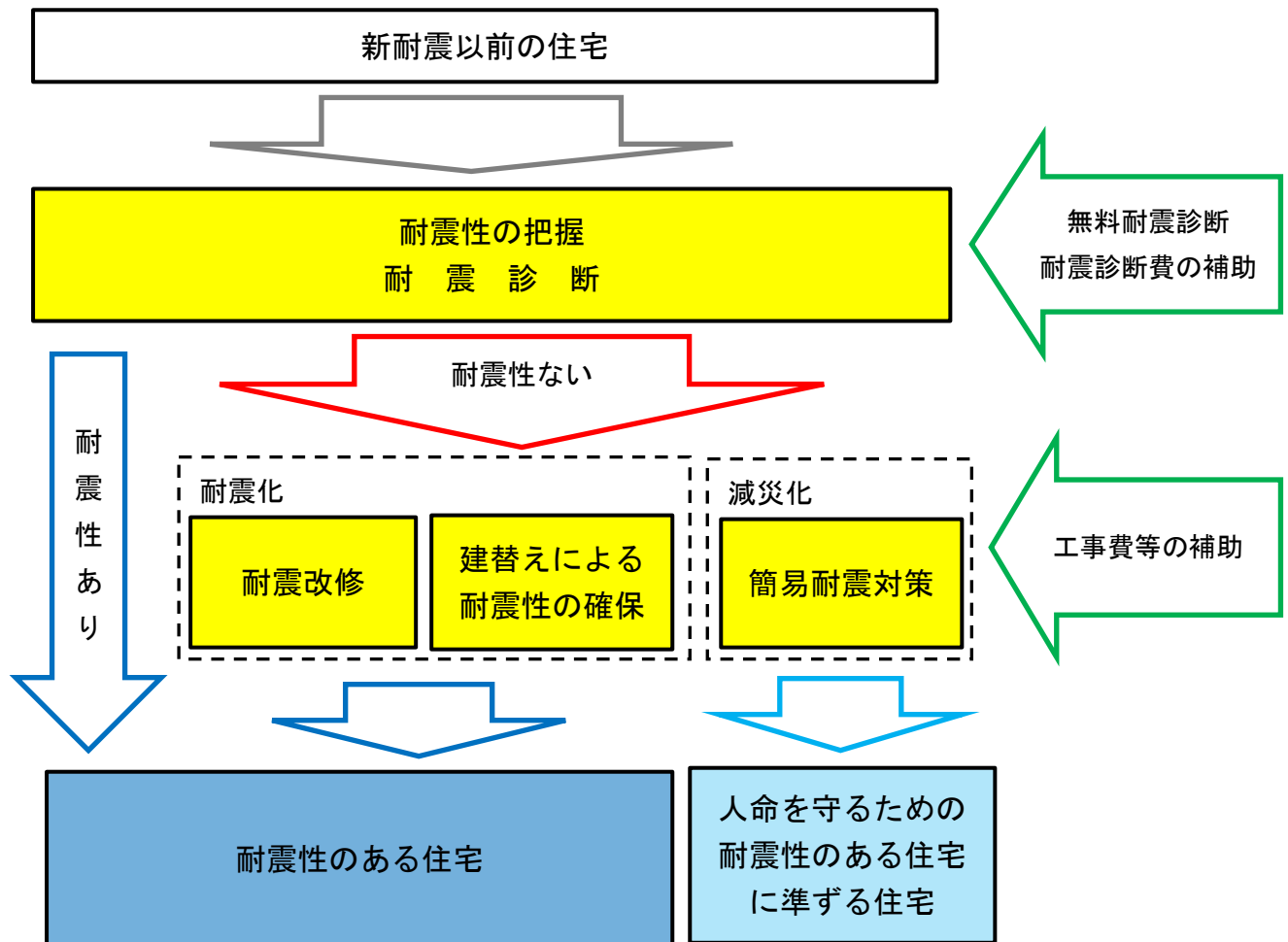


図3-1 住宅の耐震化・減災化の流れ

3-2 住宅の耐震化の促進

1. 住宅の耐震診断の促進

新耐震以前に建築された住宅の耐震診断を促進するために、「木造住宅無料耐震診断」及び「非木造住宅耐震改修促進事業」を継続するとともに、対象者の状況に対応した、利用しやすい内容の検討を行います。(表 3-1・図 3-2 参照)

表 3-1 田原市における住宅の耐震診断費補助制度

名称	対象 (下記の条件をすべて満たす。)	補助額等
木造住宅無料耐震診断	①田原市内の住宅 ②現在住んでいる住宅 ③昭和56年5月以前に建築した木造住宅	無料
非木造住宅耐震診断	①田原市内の住宅 ②現在住んでいる住宅 ③昭和56年5月以前に建築した非木造住宅 ④要綱に定める耐震診断者が診断を行うこと ⑤要綱に定める耐震診断を行うこと	【一戸建て住宅】 実費又は下記のいずれか少ない金額 ①1㎡あたり1,000円 ②30万円 【一戸建て以外の住宅】 実費又は下記のいずれかの金額 ※ただし、100万円まで ①延べ床面積1,000㎡未満の部分は、 1㎡あたり2,000円を乗じた額 ②延べ床面積1,000㎡以上で2,000㎡未満の部分は、 1㎡あたり1,500円を乗じた額 ③延べ床面積2,000㎡以上の部分は、 1㎡あたり1,000円を乗じた額

(平成26年10月現在)

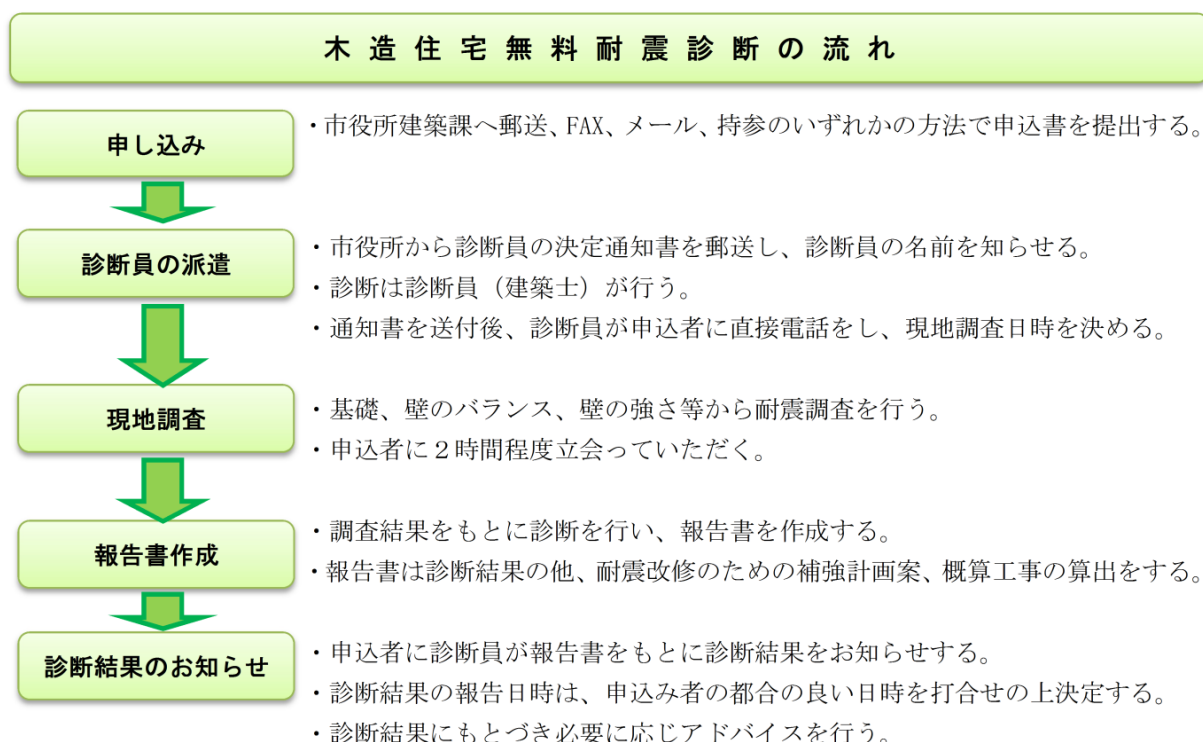


図 3-2 木造住宅無料耐震診断の流れ

2. 住宅の耐震改修の促進

木造住宅の耐震改修を促進するために、木造住宅無料耐震診断において耐震性が不十分であると判定された住宅において、「木造住宅耐震改修計画策定費助成事業」による耐震改修設計費の補助、及び「木造住宅耐震改修工事費助成事業」による耐震改修工事費の補助を継続実施します。また、非木造の住宅についても、新耐震以前に建築された耐震性の不十分な住宅において、「非木造住宅耐震改修促進事業」により耐震改修工事費の補助を継続します。さらに、対象者の状況に応じた利用しやすい制度の検討を行います。(表 3-2・図 3-3 参照)

表 3-2 田原市における住宅の耐震改修費等補助制度

名称	対象	補助額
木造住宅 耐震改修計画 策定費助成事業	田原市が行う無料耐震診断の結果が1.0未満の住宅 ※ただし、総合判定値を1.0以上かつ階別方向別の判定値が1.0未満の場合、0.3以上向上させる計画の策定が必要	実費又は15万円のいずれか少ない額
木造住宅 耐震改修工事費 助成事業	田原市が行う木造住宅耐震改修計画策定費助成事業に基づく耐震改修工事	実費又は下記のいずれか少ない額 ○耐震診断の判定結果が0.7未満 かつ世帯所得月額259,000円以下 130万円 ○耐震診断の判定結果が0.7未満 かつ世帯所得月額259,001円以上 100万円 ○耐震診断の判定結果が0.7以上1.0未満 90万円
非木造住宅 耐震改修促進事業 (耐震改修工事費)	下記のすべてに該当する住宅 ①昭和56年5月以前に建築した非木造の一戸建ての住宅 ②地震に対して法令に定める安全な構造にすること(ただし、現在既に安全な構造であるものを除く)	実費又は下記のいずれか少ない額 ○世帯所得月額259,000円以下 130万円 ○世帯所得月額259,001円以上 100万円

(平成26年10月現在)

税制面においても、耐震化の促進を図るため、平成18年度地方税改正において「固定資産税の減額措置」が創設され、耐震改修を行った住宅に対して固定資産税が減額されています。今後もこの税制を円滑に活用できるように情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。(表 3-3 参照)

表 3-3 耐震化促進のための税制措置

対象	減額範囲
昭和57年1月1日以前に建てられ現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った住宅耐震改修に要した費用が、1戸当たり50万円を超える住宅 ※平成25年3月31日以前に契約した場合は30万円以上	・1戸当たりの床面積が120㎡以下の住宅 当該家屋の固定資産税の2分の1 ・1戸当たりの床面積が120㎡を超える住宅 当該家屋のうち、120㎡に相当する部分の固定資産税の2分の1

(平成26年10月現在)

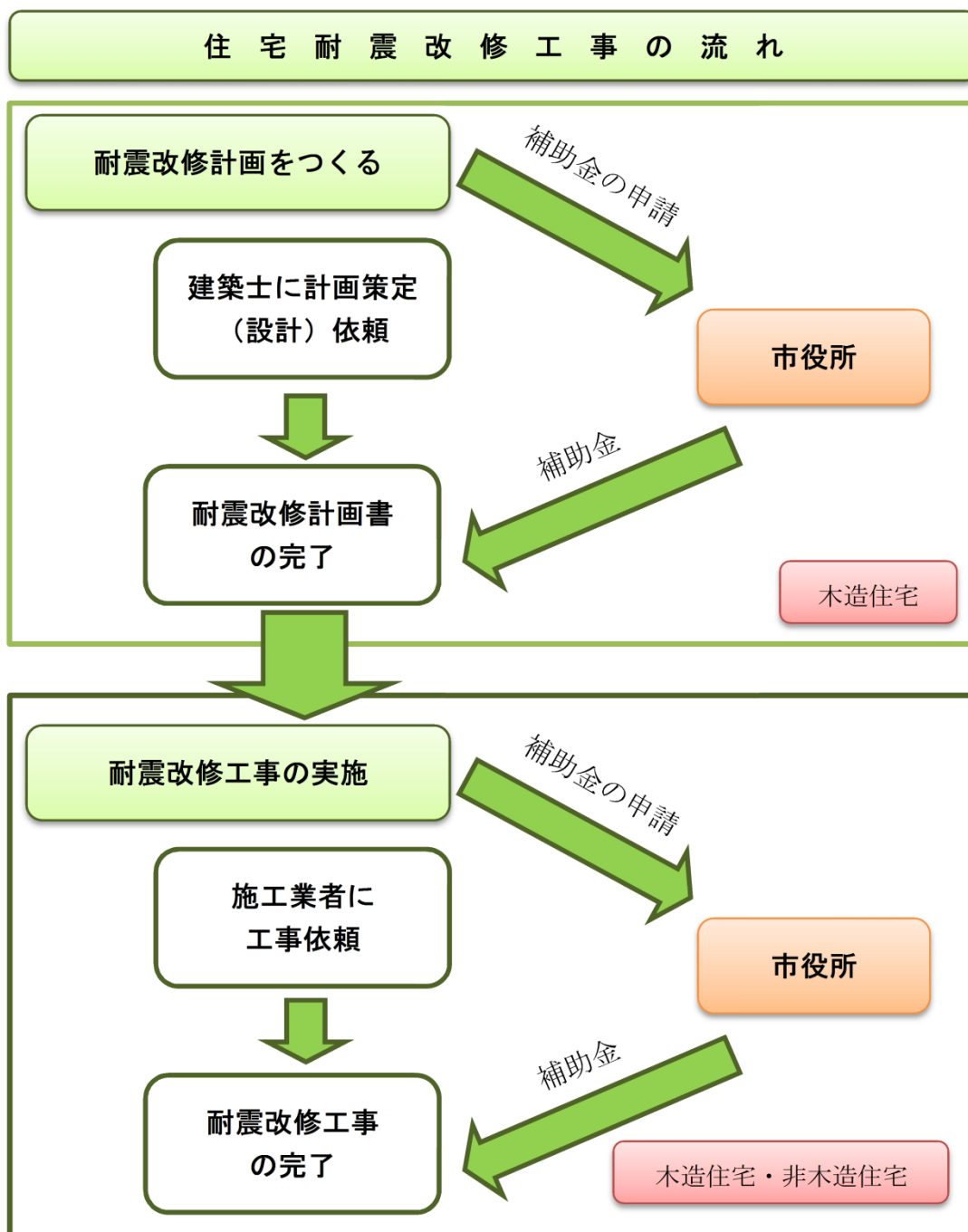


図 3-3 住宅耐震改修工事の流れ

3-3 住宅の減災化の促進

住宅の耐震改修等の地震対策が困難な市民の生命を守るための住宅の減災化の促進を図ります。現在、耐震性が不十分であると判定された住宅に居住する、高齢者及び障がい者の生命を守るための住宅の簡易補強、シェルターの設置等の地震災害対策費用について補助を行う「簡易耐震対策費助成事業」を継続するとともに、対象者の状況に応じた利用しやすい制度の検討を行います。（表3-4参照）

表3-4 田原市における住宅の簡易耐震改修費等補助制度

名称	対象	対象工事	補助額
簡易耐震対策費助成事業	田原市の耐震診断の結果「安全でない」と診断された住宅に居住している高齢者(65歳以上)または障がい者を含む世帯が行う地震災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易補強 筋交、火打ち、方杖、耐力壁などの構造軸組の簡易耐震補強工事 ○耐震上有効な工事 屋根の軽量化、2階や不整形部分の減築など ○安全な居室づくり シェルターや防災ベットなど、安全な居室を確保するための事業や寝室などの安全を高める事業 	実費又は30万円のいずれか少ない額

(平成26年10月現在)

簡易補強
筋交、火打ち、方杖、耐力壁など構造軸組の簡易耐震補強工事

耐震上有効な工事
屋根の軽量化、2階や不整形部分の減築など

安全な居室づくり
シェルターや防災ベットなど、安全な居室を確保するための事業や寝室などの安全を高める事業



簡易耐震対策

地震時において、建築物が無事であっても、家具の転倒により下敷きとなる直接的な被害や、転倒した家具が障害となり避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者に被害が発生する恐れがあります。このため、室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性についての、キャンペーンや出前講座、パンフレット等による普及啓発の継続を図ります。

現在、高齢者単身又は高齢者のみの世帯を対象に家具転倒防止に対する助成が行われています。この助成を継続するとともに、対象を高齢者を含む世帯や、子育て世帯に拡充する等の検討を行います。

3-4 住宅の耐震化・減災化促進のための新たな施策

1. 居住住宅の建替えのための解体費の補助

新耐震以前の住宅は、建築から34年以上の建築物であることから、老朽化しており耐震改修を行うより、建替えをした方が良い場合があります。また、世代交代による建替えにより、解体される新耐震以前の住宅もあります。

新耐震以前の住宅で耐震性のない既設の住宅を撤去し、現行基準による耐震性の確保された新しい住宅への建替えを行うことは、耐震化につながることであります。

このような場合の建替えに際して、既設住宅の解体撤去費用に対する補助制度等の検討を行います。

2. 段階的な耐震改修への補助

規模の大きな住宅の耐震改修を行う場合、その費用が大きくなる場合があります。このような経済的理由により、基準を満たす耐震改修を一度に行うことが不可能な場合が考えられます。

基準を満たす全体の耐震改修の計画・設計を立て、それにそって二段階に分けて工事を行う場合に、それぞれに分割して補助を行う制度を検討します。

3. 簡易耐震対策費助成事業の拡充

減災化を進める上で、何らかの理由により耐震化が不可能な住宅の簡易補強、耐震上有効な工事等による簡易耐震対策の促進を図る必要があります。

現行の簡易耐震対策費助成事業の対象は、高齢者又は障がい者の方がいる世帯を対象としています。

減災化の促進を図るため対象者に、経済的に耐震改修工事が困難な世帯を含める等、簡易耐震対策費助成事業の拡充の検討を行います。

3-5 住宅の耐震化・減災化の促進に関する普及・啓発活動

1. パンフレット、インターネットによる情報提供

田原市ホームページの「耐震への対策」コーナーで、地震対策のために覚えておきたいことを紹介しており、その中で「耐震改修促進事業」についても紹介をしています。

今後ともインターネットによる情報提供を継続するとともに、内容の充実を図ります。地震災害対策や耐震改修に関するパンフレットによる情報提供を続け、広く市民に対する情報提供を続けていきます。

田原市のホームページ



2. 相談窓口

田原市役所都市建設部建築課の窓口において常時耐震改修等に関する市民からの相談に応じています。また、田原市民まつりにおいて、ブースを設けて市民を対象に無料耐震相談会を行っています。これらの市民が相談できる機会を継続するとともに、新たな相談窓口の開設、他のイベントでの新たな開催等、市民が相談できる機会の拡充を図ります。

また、「田原安心・安全住まいる会※」等の関係団体との協力を図り、市民が気軽に耐震改修等について安心して相談できる機会の充実を図ります。

3. 個別訪問等による直接的な対応

平成14年に木造住宅無料耐震診断が始まり、積極的な住宅の耐震促進が始まってから十数年が経過しました。住宅の耐震性に関心のある市民は既に何らかの対応をしている可能性が高く、今後耐震化を図るべき住宅に住む市民は、耐震化に対して関心の低い人である可能性が高いと考えられることから、直接的な働きかけが必要であると考えられます。

これまで行ってきた、区域を特定し対象となる住宅を訪問するローラー作戦を継続するとともに、新耐震以前の住宅に住む市民を抽出し、ダイレクトメールの発送や戸別訪問による対応を検討します。

※田原安心・安全住まいる会：地域の安心で安全な住宅環境の向上に寄与し、地域社会に貢献することを目的とする田原市内の建築・建設関係のボランティア団体

4. 出前講座

「田原安心・安全住まいる会」と連携して、小学校や地区において、テキストや模型作成による地震及び耐震についての出前講座を行っています。小学校においては主に 6 年生を対象として「耐震出前講座」を実施し、地区においては「ほーもん講座（防災）」に参加しています。今後もこの出前講座を継続します。



出前講座の様子

④ 今日の講座の感想を教えてください。

ぼくは今まで たいしんなんてやってもやらなくてもあまり変わらないと思っていました。でもたいしんをやらないとすぐに家がじしんひくすれたりしてしまうことがわかりました。今日やった ストロウの家も、ななめのストローを付けないとすぐにぐずれてしまうことがわかりました。南海トラフなどが来た時に、じしんに強い家でないといけないので「たいしん」は、やっておいた方がよいと思いました。

⑤ 家に帰って家族と話したことを教えてください。

ぼくは、夕ごはんの時に、家族でたいしんのことについて話をしました。まず、たいしんがしてあるかを調べてみました。ぼくの家は、半分がそうちん、もう半分が古いほうでした。そうちんしてある場所もたいしんがしてないけれど、古いほうはたいしんがしてないので心配です。

出前講座を受講した児童の感想文

5. 低コスト耐震化工法の普及

住宅の耐震改修費は、耐震改修費の補助制度を利用しても自己負担が生じることが多くあります。この自己負担が耐震改修を実施できない要因の一つであると考えられます。このことから、耐震改修に係る費用の低減が耐震改修促進につながると考えられます。

名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、愛知県、名古屋市及び建築関係団体等により設立された「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」において、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅等に活用できるよう研究・開発し、これらの技術が広く普及することを目指しています。この協議会の活動として、工法評価委員会を開催し、耐震性が向上できる補強方法について、協議会として工法評価をしています。

愛知県ではこれらの成果を受けて、補助対象工法として認定しており、本市においても低コスト耐震化工法の情報提供、普及に努めます。



愛知建築地震災害軽減システム研究協議会のホームページ

3-6 利用しやすい耐震化・減災化の環境整備

今後の耐震化促進の課題として「耐震化に関心の低い市民及び耐震化が困難な市民の住宅の耐震化の促進」並びに「耐震化できない住宅等への、人命を守るための減災化の促進」があげられます。

関心の低い市民に対しては、多様な方法による耐震化への働き掛けを行います。

経済的に耐震化が困難な市民に対しては、事前の耐震化が結果として経済的負担の低減につながることをPRするとともに、補助制度を再検討します。また、基準を満たした耐震改修が不可能な場合は、簡易な方法で人命の保護につながる減災化の実施を支援する施策を検討します。例えば、現在行っている「簡易耐震対策費助成事業」の対象が高齢者及び障がい者を含む世帯に限られていることから、対象となる世帯の枠を広げるなどの検討を行います。

- 多様な方法による耐震化への働きかけ

- 減災化につながる多様な簡易耐震対策費助成制度の検討、PR

3-7 障がい者、高齢者等への支援

障がい者、高齢者のいる世帯には「簡易耐震対策費助成事業」として、現在の耐震基準には満たないものの、耐震性能は向上する「簡易補強」または「耐震上有効な工事」及びシェルター設置などの「安全な居室づくり」に対して補助を行い、支援を行ってきました。今後ともこの制度の継続を図ります。

また、高齢福祉課が担当する「人にやさしい住宅リフォーム補助金」制度と連携し、住宅リフォームを実施する市民に対して、耐震改修を同時に実施することを推奨することや、住宅リフォームと耐震改修等を同時に実施した場合に、補助の上乗せを行う等の優遇措置による耐震化の推進を検討します。

なかでも、高齢者のみの世帯は、将来の生活設計や経済的な問題等から耐震改修を行わず、新耐震以前の住宅に住み続ける場合があります。また、大規模地震災害時において、高齢者は被害にあう確率が高くなっています。このようなことから、高齢者のみの世帯が居住する住宅は、より一層の耐震化の支援を図る必要があります。今後、高齢者のみの世帯が暮らす新耐震以前の住宅の耐震化を推進するうえで、耐震改修、住み替え、建替え等を支援する多様な施策の実施を検討します。高齢者への耐震化、減災化の働きかけを訪問介護員（ホームヘルパー）、福祉ボランティア等と協働で行います。また、高齢者の家族、親族への働きかけを行います。

- 障がい者、高齢者のいる世帯への支援制度の継続
- 高齢者に対する他部署が行う支援制度と耐震化制度との連携
- 高齢者のみの世帯の耐震化、減災化につながるさらなる支援の検討
- 高齢者に対する耐震化・減災への訪問介護員、福祉ボランティア等と協働による働きかけ
- 高齢者のみ世帯の家族、親族への働きかけ

第4章 地域が主体の耐震化・減災化に向けた取り組み

4-1 地域が主体の耐震化・減災化の促進

地震発生時に住宅は、建物の倒壊や火災により、居住者個人の生命に危険を及ぼすのみならず、建物の倒壊による道路閉鎖は地域住民の避難の妨げとなり、火災の延焼は地域全体に係わる大規模火災へ発展する危険性があります。住宅は個人のもですが、適切に管理されていない住宅は、災害時に地域住民に対して危険をおよぼす存在となる可能性があります。このようなことから住宅は、地域の安全に対して大きな係わりをもつものであり、住宅の耐震化・減災化は地域の安全に大きく寄与するものです。

しかし、住宅の耐震化・減災化は、居住者個人の意識、対応にかかわるものであり、居住者個人に対する働きかけが重要です。また、住宅は地域に根差すものであり、行政による働きかけも大切ですが、地域の既存のコミュニティ組織による働きかけが重要であり、効果的だと考えます。

住宅の耐震化・減災化を促進するため、校区、自治会、自主防災会及び消防団等の地域住民組織の体制づくりへの支援を行います。地域住民組織が行う住民に対する啓発活動、耐震以前の住宅に住む住民に対する働きかけを協働で行っていきます。そのための情報の共有及び地域の専門家（建築士・建設業者等）による耐震化・減災化への支援を行います。その中で、耐震化・減災化の促進のみならず、避難体制の構築等、地域の安全は地域住民が主体となり、地域で積極的に守る意識の育成の支援を図ります。

また、個人情報取り扱いには十分な注意を図ります。（図4-1参照）

- 地域における耐震化・減災化に対する地域住民組織の体制づくりへの支援
- 地域住民組織による住民に対する啓発活動の支援
- 地域における耐震性のない可能性のある住宅等の情報の共有
- 地域の専門家（建築士・建設業者等）による耐震化・減災化への支援
- 地域の安全は地域住民が主体となり、地域で積極的に守る意識の育成の支援

地域主体の耐震化・減災化の推進活動は、モデル地域を設定し、進め方等を地域住民組織とともに考え、実施していくことを検討します。

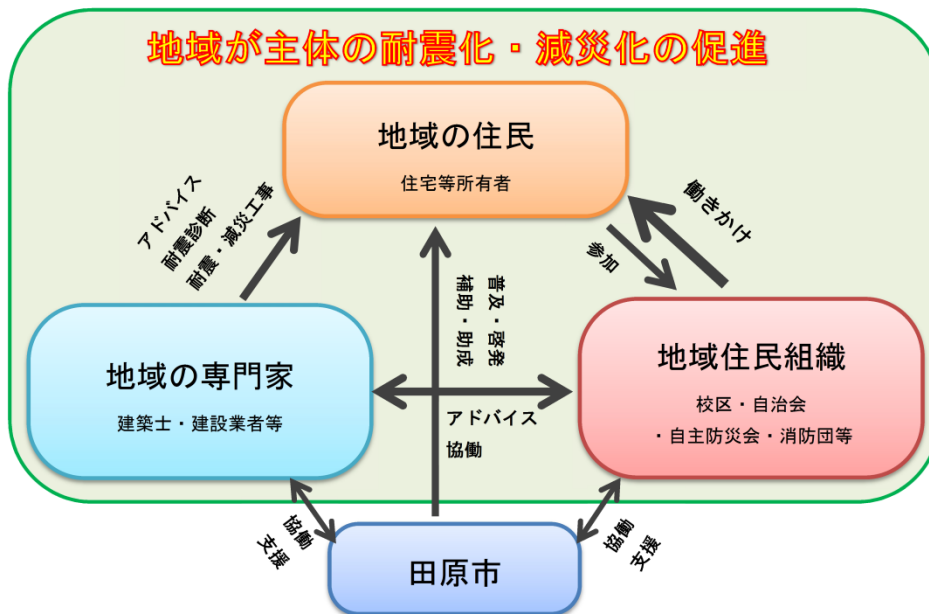
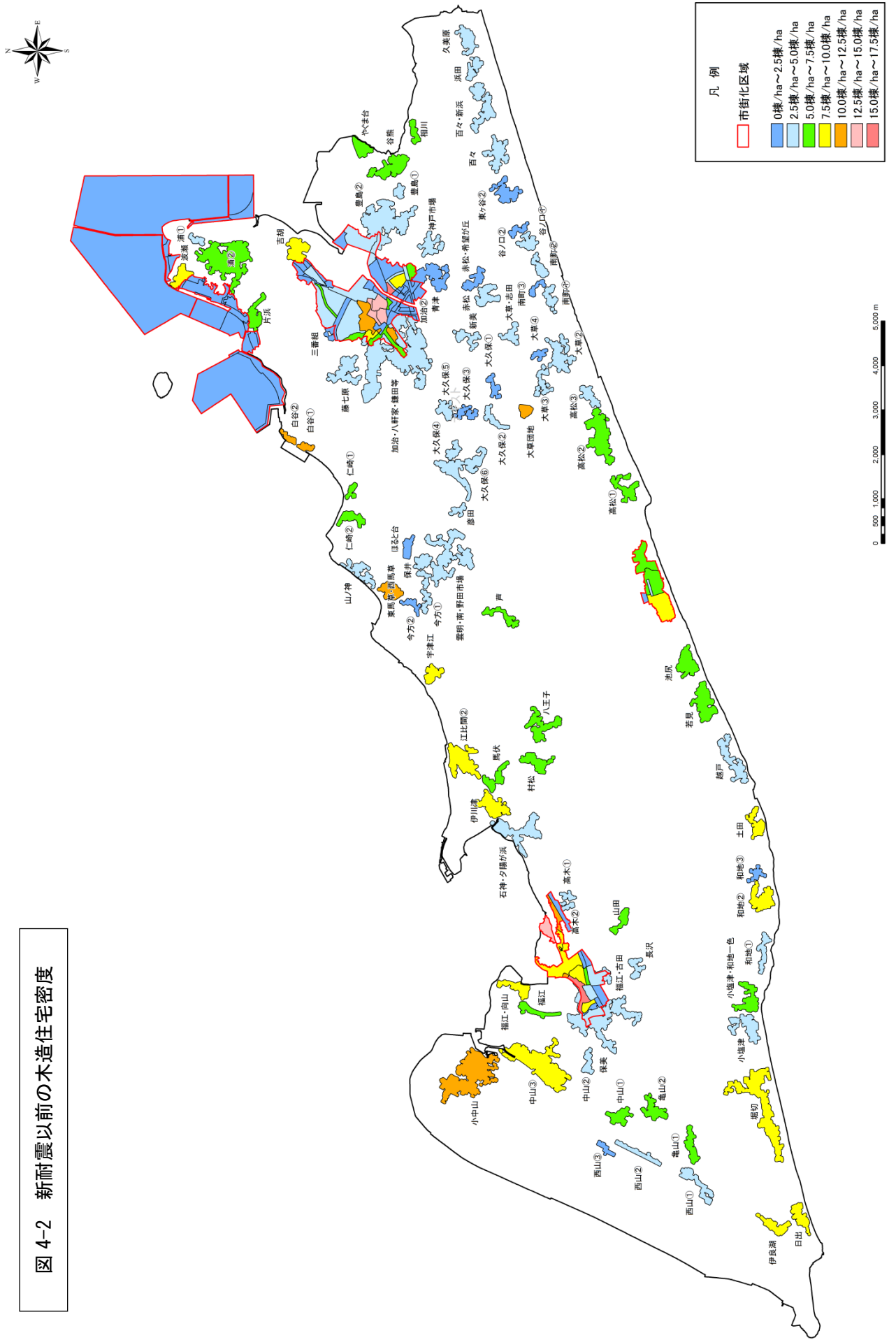


図 4-1 地域が主体の耐震化・減災化の促進

4-2 重点的に耐震化・減災化を促進すべき区域

本市の市街地、及び漁村地域には木造住宅が密集する地域があります。これらの地域においては、新耐震以前の木造住宅が多いばかりでなく、密集しているため、住宅の倒壊等による大きな被害の発生が懸念されます。また住宅の倒壊は、津波発生時等の避難の障害となる可能性があります。

本市における新耐震以前の木造住宅の密度（地区の面積に対する対象住宅の割合）を都市計画基礎調査でみると図 4-2 のようになっています。密度の高い地区は、耐震性の低い可能性のある木造住宅が多く立地している地区であり、地震時に大きな被害が発生する地区です。なかでも 1ha あたり 10 棟以上の地区は重点的に耐震化を促進すべき地区であると考えられます。今後、地域の自治会等と協議を行い、地域と協働で耐震化・減災化の促進を重点的に行います。（図 4-2 参照）



第5章 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

5-1 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本的な方針

耐震改修促進法で規定される特定既存耐震不適格建築物は、多くの人が利用する等の建築物で、住宅と同様、市民の生命を守るうえで耐震性が特に要求される建築物です。

これまでに市が所有する施設は耐震改修が行われ、特定既存耐震不適格建築物はありません。しかし、民有施設において特定既存耐震不適格建築物があり、この施設の耐震化を積極的に誘導し、目標である平成32年度までに耐震化率95%、特定既存耐震不適格建築物の1/4減少を目指して耐震化の促進を図ります。

5-2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

特定既存耐震不適格建築物の対象となる建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づき指導・助言、また建築物の用途、規模により指示、公表、勧告・命令を愛知県が実施します。本市は、県と連携し適切に耐震化を進めます。

特定既存耐震不適格建築物と思われる、多数の者が利用する建築物において、県所有のものが2棟、民間所有のものが3棟あり、また、危険物の貯蔵等の施設が比較的多くあります。これら施設所有者に対してダイレクトメールの発送等により、耐震診断、耐震改修の実施を働きかけます。

また本市では、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に「非木造住宅耐震診断」(表3-1・P24参照)と同様の補助を行っています。この制度を継続し、所有者に対し情報提供を図るとともに、より利用しやすい制度の検討を行い、耐震化の促進を図ります。

5-3 災害時に通行を確保すべき道路について

災害時に通行を確保すべき道路として、愛知県により第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路が、また本計画において市緊急輸送道路が指定されています。

これらの道路の沿道の建築物は、地震が発生した場合、建築物の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難、緊急物資の輸送が困難になる可能性があります。このため、緊急輸送道路の沿道の通行障害建築物の所有者に対して、耐震診断の実施、またその結果、既存耐震不適格建築物と診断された建築物に対しては、耐震化の必要性や効果について啓発を行うとともに補助制度のPR等を行い、耐震化の促進を図ります。

第6章 その他の安全確保のための取り組み

○コンクリートブロック造の塀の安全対策

コンクリートブロック造の塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険性や、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたす可能性があります。このため、道路沿いのコンクリートブロック塀の危険性の周知を図るとともに、ブロック塀等耐震改修工事費助成事業の継続を図ります。

○建築物外壁設置広告物の転落防止策

建築物の外壁に設置された看板は、地震時に落下し、避難者や通行人に被害を及ぼす危険性があります。このため、看板の危険性や健全な管理の必要性の周知を図ります。

○大規模空間を有する建築物の天井崩落対策

建築物の大規模空間の天井は、地震時に落下する危険性があります。このため、大規模空間の天井の危険性、耐震補強に関する周知を図ります。

○エレベーターの閉じ込め防止

地震発生時においてエレベーターが緊急停止し、エレベーター内に人が閉じ込められる被害が発生しています。これらの被害を避けるため、エレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について周知します。また、県、関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

○耐震、防災に関する人材の育成

建築物の耐震促進を含め防災に関する活動は、地域での主体的、積極的な活動が効果的であり、重要です。そのための地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

